

○防衛省令第二十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

防衛大臣 中谷 元

防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

（防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書、」を「署名用電子証明書、」に改める。

第四条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

附 則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。